



「令和 7 年度中途採用職員募集に係る人材紹介業務」
に係る公募

公 募 要 領

2025 年 1 月 30 日

独立行政法人情報処理推進機構

更新年月日	更新内容	備考
2025 年 2 月 3 日	P. 7 【様式1】人材紹介業務契約に係る参加申込書（参加表明書） 添付資料および前記に伴う項番を修正 【修正前】 (5) 上記の人材紹介実績の事実が分かる契約書の写し（ただし、提出に支障のある箇所については非開示としたものでも可。）なお、契約書を取り交わしてない場合は契約書に代わるもので差し支えない。 【修正後】 削除	

次のとおり参加希望者の募集を行います。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、令和7年度の中途採用職員募集に際して、採用活動を支援する有料職業紹介事業者を活用することにより、採用事務の円滑な遂行等を確保することを目的として、下記の内容で公募を実施いたします。

なお、下記2. の応募要件及び下記3. 業務要件等を満たしていることを証する必要書類、及び4. (2)の参加申込書等を提出したすべての事業者と契約するものとします。

記

1. 契約の概要

- (1) 名称
令和7年度中途採用職員募集に係る人材紹介業務
- (2) 契約期間
契約締結日より令和8年3月31日（火）
- (3) 概要
別紙2「仕様書」参照

2. 応募要件

- (1) 応募者は、法人格を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」、「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。
- (8) 職業安定法第30条第1項の許可を受けた者。
- (9) 過去2年度（令和5年度および令和6年度。以下同様）において、中途採用による正規職員あるいは正規社員となった職種の人材紹介実績を有している者。
※人材紹介実績とは、企業・法人・団体等に対して人材を紹介し、結果、当該人材の正式入構・正式入社等に至ったことまでを指して実績とする。
- (10) ISMS認証基準 JIS Q 27001 : 2006 (ISO/IEC27001 : 2005) 又は JIS Q 27001 : 2014 (ISO/IEC27001 : 2013) による ISMS 適合性評価制度に基づく認証取得事業者若しくは「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合するプライバシーマーク使用許諾事業者のいずれかであること。
- (11) 株式会社 HERP がサービスを提供する採用管理システム「HERP Hire」と紹介事業者が運営する媒体（求職者データベース）がシステムのデータ連携できること。
- (12) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に機構から契約を解除されている者ではないこと。
- (13) 本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

3. 業務要件等

別紙2「仕様書」参照。

4. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

人事部 採用グループ 担当：田埜入、井川、谷澤

電話番号：03-5978-7511

E-mail: jinji-kobo@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス13階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mailのみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 応募に関する質問の受付等

① 質問方法

質問書（様式4）に所定事項を記入の上、「4. 手続き等」（1）の担当部署まで電子メールにより提出すること。

② 受付期間

2025年1月30日（木）から2025年2月7日（金）17時00分まで。

なお、質問に対する回答に時間がかかる場合があるため、余裕をみて提出すること。

(3) 参加申込書（参加表明書）の提出等の提出期限、場所及び方法

「2. 応募要件」及び「3. 業務要件等」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加申込書（参加表明書）等、下記提出書類一式を提出してください。

なお、要件を満たしていない提出物等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

提出期間：2025年2月12日（水）10時00分から2025年2月19日（水）17時00分まで

場所：「4. 手続き等」（1）に同じ

方法：持参（事前に持参予定日を連絡すること）、郵送（書留郵便に限る。郵送の場合は、上記期限までに必着のこと。）

【提出書類】

① 人材紹介業務契約に係る参加申込書（参加表明書）（様式1）

② 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

③ 委任状（必要な場合）

④ 職業安定法第32条の4に基づく厚生労働大臣からの許可証の写し

⑤ 申請書（様式2）

⑥ 過去2年度（令和5・6年度）における人材紹介実績（様式3）

⑦ ISMS認証基準JIS Q 27001：2006（ISO/IEC27001：2005）又はJIS Q 27001：2014

（ISO/IEC27001：2013）によるISMS適合性評価制度に基づく認証取得事業者若しくは「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合するプライバシーマーク使用許諾事業者であることを証する書類の写し（プライバシーマークが更新手続き中の場合は、「旧プライバシーマーク登録証」の写しと「プライバシーマーク付与事業者更新審査中

証明書」の写し)

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類一式を提出した者は、提出した書類に関し説明等を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 契約結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表（注）するものとする。
- (4) 契約条項については、別紙1「契約書（案）」による。
- (5) 本件の契約相手方となった場合においても、紹介された者の採用等を保証するものではない。

(注)独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（５）実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了解願います。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、申請書の提出をもって誓約します。

人材紹介業務契約に係る参加申込書（参加表明書）

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構

理事長 齊藤 裕 殿

所 在 地

会 社 名

役 職 名

代表者氏名

印

「令和7年度中途採用職員募集に係る人材紹介業務」（2025年1月30日付公告）の公募について、貴機構が提示する応募要件及び業務要件等に適合することを証明するため、申請書及び添付資料を提出いたします。

また、提出した書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、貴機構がとられる処置に対して、一切異議の申し立ては行いません。

なお、契約期間中、万全を期して業務を履行いたしますが、万一不測の事態が生じた場合には、貴機構の指示の下、全社を挙げて直ちに対応いたします。

〔添付資料〕

- (1) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- (2) 職業安定法第 32 条の 4 に基づく厚生労働大臣からの許可証の写し
- (3) 申請書（様式2）
- (4) 過去2年度（令和5・6年度）における人材紹介実績（様式3）
- (5) ISMS認証基準JIS Q 27001：2006（ISO/IEC27001：2005）又はJIS Q 27001：2014（ISO/IEC27001：2013）によるISMS適合性評価制度に基づく認証取得事業者若しくは「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」に適合するプライバシーマーク使用許諾事業者であることを証する書類の写し（プライバシーマークが更新手続き中の場合は、「旧プライバシーマーク登録証」の写しと「プライバシー マーク付与事業者 更新審査中証明書」の写し）

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構

理事長 齊藤 裕 殿

所 在 地

会 社 名

役 職 名

代表者氏名

印

申 請 書

成功報酬割合 (%) _____ %

(※) 過去2年度(令和5・6年度)における人材紹介実績(様式3)に記載されている実績の中で最も低い成功報酬割合と上記に記載される成功報酬割合を比較し、いずれか低い方を本業務における成功報酬割合とする。

なお同値の成功報酬割合であった場合は、その数値を本業務における成功報酬割合とする。

件 名 「令和7年度中途採用職員募集に係る人材紹介業務」

契約条項及び仕様書の内容を承知のうえ、申請いたします。

年 月 日

過去2年度（令和5・6年度）における人材紹介実績

所在地
会社名
役職名
代表者氏名

印

	職種	採用日	成功報酬 割合（%）	成功報酬額（円）
例	サイバーセキュリティ系業務	○年○月○日	○%	○円
1			%	円
2			%	円
3			%	円
4			%	円
5			%	円
6			%	円
7			%	円
8			%	円
9			%	円
10			%	円

※ 成功報酬割合が低い順に仕様書6. (1)に記載されているIPAが求める職種に合致する紹介実績を最低3件提出することを原則とするが紹介実績が3件に満たない場合は、最低1件提出すること。また、IPAが求める職種に合致する職種が無い場合は、最も近いと考えられる職種と読み替えるものとする。

※ 職種については、正規職員あるいは正規社員となった職種を記載すること。

※ 採用日とは、候補者が発注者により雇用されることが確定し、入社・入構等した（報酬が発生した）時点
を指す。

※ 押印は代表者印とすること。

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構
人事部 採用グループ 担当者殿

質 問 書

「令和 7 年度中途採用職員募集に係る人材紹介業務」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中
枚目

<質問箇所について>

資料名	例) ○○書
ページ	例) P○
項目名	例) ○○業務
質問内容	

備考

1. 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、IPA のホームページに公表する。（電話等による個別回答はしない。）また、質問者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）、個人情報に関する内容については、公表しない。

契 約 書 (案)

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「令和7年度中途採用職員募集に係る人材紹介業務」に関する人材紹介契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、別紙仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書記載の「令和7年度中途採用職員募集に係る人材紹介業務」（以下、「本業務」という。）に記載の業務を乙に注文し、乙は本契約及び関係法令の定めに従って誠実に本業務を履行することを約する。

（再委託の禁止）

第2条 乙は、本業務を第三者に請負わせてはならない。

（責任者の選任）

- 第3条 乙は、本業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、本業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（選考・採用）

- 第4条 甲は、乙が紹介した候補者を自らの責任において選考の上、その採用の可否を決定する。
- 2 甲は、前項に基づき候補者の採用を決定した場合には、乙に対し遅滞なくその旨を通知する。

（報酬の発生）

- 第5条 甲が候補者の採用を決定し、かつ、その候補者が入構に至った時点で本業務に対する報酬が発生するものとする。
- 2 乙は、本契約の定めるところにより報酬を請求できるものとする。
- 3 前項の請求は、本業務の報酬の発生した日の属する月の末日をもって請求するものとする。
- 4 本業務における報酬以外の費用は発生しないものとする。

（報酬の算出）

- 第6条 報酬は、甲が第4条第1項により採用を決定し入構意思を表明した候補者（以下「採用決定者」という。）の理論上の年間総収入（以下「理論年収」という。）の〇〇％に相当する金額（小数点以下の金額が発生する場合は小数点以下を切り捨てるものとする。）に、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。また、消費税及び地方消費税相当額について、小数点以下の金額が生じた場合は切り捨てるものとする。なお、乙が消費税及び地方消費税の納税義務を免除される場合、及び甲が消費税及び地方消費税の納税義務を負担する場合は、乙は、消費税及び地方消費税相当額を請求することができない。
- 2 前項に定める理論年収とは以下の式により算出するものとする。ただし、扶養手当、住宅手当、通勤手当

及び超過勤務手当等変動する手当は含まないものとする。

理論年収＝月例給×12ヶ月＋理論上の特別手当（特別手当年2回かつ勤務成績は標準評価とする。）
なお、月例給とは、甲の職員給与規程等に定める本俸月額、職務手当及び地域手当の合計額を指し示し、特別手当は甲の職員給与規程等に従い採用決定者が受けるべき本俸月額等を基礎に算出した額を指す。

3 第1項および前項に定める理論年収の算出に使用する甲の職員給与規程等については、甲が第4条第1項により採用を決定した時点において、現に有効な職員給与規程等に基づくものとする。

（費用区分）

第7条 甲は、採用決定のため候補者に対し、適性検査を実施する場合は、甲の責によるものとし、甲の責任と負担において実施するものとする。

（報酬の返還）

第8条 乙は、報酬受領後次の各号の一に該当する場合は、受領した報酬額の一部を甲に返還しなければならない。ただし、未受領報酬がある場合は、返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、甲は乙に対して当該残高を支払うものとする。

- 一 専ら採用決定者の責により解雇された場合
- 二 採用決定者の自己の都合により退職した場合

2 前項に規定する報酬の返還額は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 入構日から起算して1ヶ月以内の解雇、又は退職した場合は報酬額の80%金額を返還額とする。
- 二 入構日から起算して1ヶ月超3ヶ月以内の解雇、又は退職した場合は報酬額の50%金額を返還額とする。
- 三 入構日から起算して3ヶ月超6ヶ月以内の解雇、又は退職した場合は報酬額の10%金額を返還額とする。

3 乙が前項の返還額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 本条は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

（甲の義務）

第9条 甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、乙に対して通知をすることなく、候補者と直接連絡をとり、又は候補者を採用してはならない。

2 甲は、乙が紹介した候補者について、既に他の手段により応募があった場合には、遅滞なく乙にその旨通知する。

3 甲は、乙が候補者を紹介した後に、当該候補者について他の手段により応募があった場合には、乙の紹介による応募を優先するように配慮する。

（権利義務の譲渡）

第10条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（報酬の支払及び遅延利息）

第11条 甲は、第5条第3項に基づき報酬の請求を受けた場合は、乙から適法な支払い請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに報酬を支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。

- 2 甲が前項の期日までに報酬を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号))によって、遅延利息を支払うものとする。

(契約の変更)

第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。

- 一 仕様書その他契約条件の変更(乙に帰責事由ある場合を除く。)
- 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
- 三 税法その他法令の制定又は改廃。
- 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

- 2 前項による本契約の変更は、報酬その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

(契約の解除等)

第13条 甲は、契約不適合による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第4号乃至第6号の場合は催告を要しない。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、本契約の全部又は一部を履行しないか、又は本契約の履行が見込めないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
 - 四 乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。
 - 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、契約の履行が困難と認められるとき。
 - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。
- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。
- 4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として支払済報酬額の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。)を乙に請求することができる。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、本契約の締結にあたり甲に提出した資料について真正性を保証し、虚偽等の事実があった場合は、本条第1項の規定を準用するものとする。

(違約金及び損害賠償金の遅延利息)

第15条 乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、

乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

第16条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。

3 本条は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

第17条 本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

第18条 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

二 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否にかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、支払済報酬額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(損害賠償)

第5条 甲は、前条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償しないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が前条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前条の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、支払済報酬額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、本契約に関して、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 齊藤 裕

乙 〇〇都〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第 8 条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報に含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報に含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第 9 条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を業務の終了後 5 年間保存しなければならない。

(事故)

第 10 条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第 1 項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

(参 考)

予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

仕様書

1. 目的

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）の令和 7 年度中途採用職員に際して、有料職業紹介事業者を活用することにより、採用事務の円滑な遂行および中途採用力の強化を図る。

2. 件名

令和 7 年度中途採用職員募集に係る人材紹介業務

3. 期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 入構時期

採用決定者の入構時期および初回出勤日については、以下のとおりとする。

初回出勤日について、年末年始およびその他休日等であった際は、その日以降の最も至近の営業日を原則、初回出勤日とする。

なお、入構時期および初回出勤日については、協議の上変更することができるものとする。

入構時期
2025/4/1(火)
2025/5/1(木)
2025/6/1(日)
2025/7/1(火)
2025/8/1(金)
2025/9/1(月)
2025/10/1(水)
2025/11/1(土)
2025/12/1(月)
2026/1/1(木)
2026/2/1(日)
2026/3/1(日)
2026/4/1(水)

5. 概要

(1) 契約形態

一般公募を行い、当仕様に合致する事業者（以下、「紹介事業者」という）と契約する。

(2) 業務内容

- ① 職業安定法第 30 条第 1 項の許可を受けた者（有料職業紹介事業者）の行う紹介業務。
- ② IPA が提示する採用予定者の仕様（求人内容）に合致する者を IPA に紹介する（紹介した者を以下、「紹介者」と言う）。
- ③ 上記に関連する事務作業
 - ・採用予定者の仕様を紹介事業者の媒体に登録し、IPA への紹介業務を行う。
- ④ ・IPA と紹介者との間の各種連絡（面接日程調整、可否通達、双方からの問い合わせ対応など）に対応する。内定決定日から起算して 120 日以内に「4.入構時期」に該当する日がある場合は、その日を入構日とし、乙の責において入構させるよう努めるものとする。
 なお、乙の責とならない事由による場合はその限りではない。

(3) 紹介業務の仕様

- ① 株式会社 HERP がサービス提供する採用管理システム「HERP Hire」※と紹介事業者が運営する媒体

(求職者データベース) がシステムのデータ連携できること。

※「HERP Hire」については、次の URL より確認すること。

※ https://lp.herp.cloud/linkages#linkages_kyujinbaitai

- ②IPA は、紹介者の情報を紹介事業者が運営する媒体からも参照できること。
- ③IPA が紹介事業者に採用予定者の仕様を提示した日を含めて 3 営業日以内に紹介事業者の媒体に登録し、紹介業務を開始できること。
- ④紹介者が IPA に入構した場合（以下、「採用決定者」という）、IPA が人材紹介会社に支払う報酬は、採用決定者の理論年収の一定割合※に収まること。

※理論年収とは、「月例給×12 ヶ月＋理論上の特別手当（特別手当年 2 回かつ勤務成績は標準評価とする。）」とし、扶養手当、住宅手当、通勤手当及び超過勤務手当等変動する手当は含めない。また、一定割合とは、申請書に記載の成功報酬割合と人材紹介会社が過去 2 年間の人材紹介された実績の中で最も低い成功報酬割合を比較し、いずれか低い方とし、上限は 35%とする。

申請書に記載の成功報酬割合と過去 2 年間の人材紹介された実績の中で最も低い成功報酬割合が同値であった場合は、その数値を成功報酬割合とする。

なお、月例給及び特別手当の計算の基礎とする額は、甲の職員給与規程等に定める本俸月額とする。

また、IPA は報酬以外の支払いは行わない。

6. 採用者の募集業務、勤務地

(1) 募集業務

・総合職（採用予定人数は複数名を想定）

- ①サイバーセキュリティ系業務、調査分析系業務、AI 系業務、デジタル人材育成系業務
- ②バックオフィス系業務
- ③その他専門的知見・経験等を必要とする業務全般

※IPA の事業（IPA ホームページ、紹介冊子）

<https://www.ipa.go.jp>

<https://www.ipa.go.jp/about/jod03a000000bm5y-att/jod03a000000bm6i.pdf>

(2) 勤務地

東京都 ※将来的に東京都以外もあり得るものとする。

7. その他

(1) 報酬の請求方法等

- ・採用が決定し着任した時点で報酬が発生し、これを持って請求できるものとする。
- ・採用決定者が IPA に入構した事実の確認は、紹介事業者が IPA に照会する。

(2) 採用決定者が退職した場合の返還金

- ・入構日から起算して 1 ヶ月以内の解雇、または本人都合で退職した場合は報酬額の 80%を返還すること。
- ・入構日から起算して 1 ヶ月超 3 ヶ月以内の解雇、または本人都合で退職した場合は報酬額の 50%を返還すること。
- ・入構日から起算して 3 ヶ月超 6 ヶ月以内の解雇、または本人都合で退職した場合は報酬額の 10%を返還すること。

(3) 報酬以外の費用

- ・本業務における報酬以外の費用は発生しないものとする。

(4) 本業務に関する実績等の取扱い

- ・本業務に関する実績等を公開しないこと。

以 上